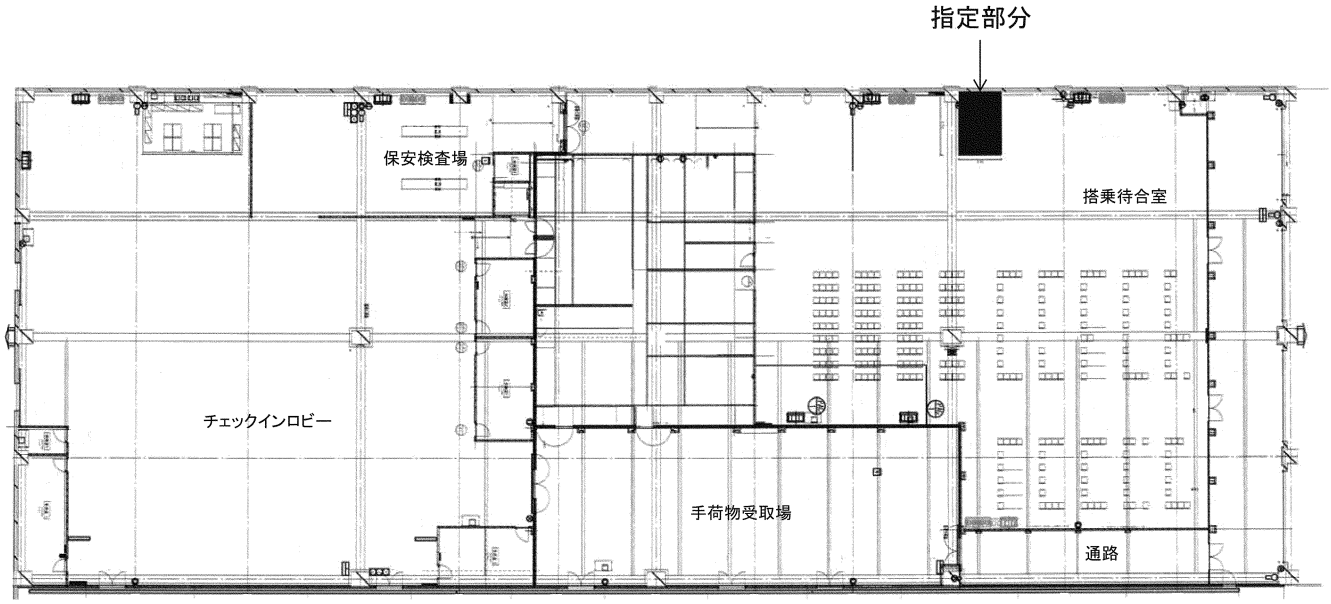
別図4



○文化庁告示第四十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第三項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十日

文化庁長官　近藤　誠一

著作者の実名登録			
登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三五、五一三号の二	まんまるうさもち	平成十五年六月十五日	美術の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成十五年六月十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

上田修　兵庫県尼崎市東園田町八丁目九四番地の一二

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三五、五二九号の一	株式会社アピステ　ロゴマーク	平成四年十二月二十一日	美術の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成四年十二月二十一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

望月克彦　大阪府高槻市上牧南駅前町五番二四号

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三五、五三八号の一	幸せそうにほほ笑むネコ	平成二十三年十月二十五日	絵画

右登録の原因

この著作物は、平成二十三年十月二十五日に上田幸林の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

佐々木幸子　岡山県倉敷市児島味野上二丁目一番一一号

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三五、五四〇号の一	ＢＯＯＴＡ	平成十六年七月二十五日	美術の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成十六年七月二十五日に野ウサギの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

菊地弥生　福島県白河市本沼西ノ内七一番地

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三五、五五四号の一	なし	平成二十三年六月二十三日	絵画

右登録の原因

この著作物は、平成二十三年六月二十三日に小島香の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

谷口香　神奈川県川崎市宮前区土橋四丁目一〇番地八　パークハイム鷺沼三〇二